

**平成29年度に私立幼稚園の特別支援教育に係る  
補助金の交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ**

特に診断書等の取り扱い、当該園児の保護者への説明に際して、下記の点を十分留意してください。

1 診断書等について

(1) 診断書等

「診断書等」とは次のものをいいます。なお、提出していただくのは、原本または写し（写しの場合は幼稚園設置者による原本証明が必要）です。

① 各種手帳類

承認期間等が記載されている場合、平成29年度が期間外のときは、添付書類としては認めません。また、障がい種別が判断できない（病名等の記載のない）書類については、手帳等を発行した機関がその障がい等を認定したもとなる診断書等の添付をお願いすることがあります。

（具体例）身体障がい者手帳、療育手帳、小児慢性特定疾患手帳、こども健康手帳、小児慢性特定疾患治療費援助承認決定通知書、特別児童扶養手当認定通知書、医療費助成証、心臓病管理指導表等の写し

② 診断書等

(i) 発行者

医学上または心理学上の資格（国家資格、公的資格、任用資格（心理判定員）等）を持つ者であること。

但し、発行者（機関（長））名もしくは医師等氏名の記名・押印のないものは原則として添付書類としては認められません。

(ii) 診断書等の種別

診断書、証明書、判定所、報告書、指導書、紹介状、所見等（障がい種別の判断可能（病名等の記載のある）ものとする）

（具体例）専門医師・病院・診療所発行の診断書、公立療育施設からの紹介状、子ども家庭センターや保健所からの所見、心理学専攻の大学教員（履歴書添付必要）の判定書など

次のような資格者が作成した診断書等は原則として添付書類としては認められません。（他府県においてその扱いが問題になっており、本府としても判断の客観性の観点から認めません。）

- ・民間資格〔民間団体が付与する資格で、国が認定していないもの。国家資格、公的資格以外のもの。〕
- ・社会福祉法人その他障がい福祉事業を行う公益法人の職員（ただし、当該法人に所属する専門医師等が個人の資格で診断書を作成する場合は除きます。）

(2) 診断書等の作成時期

診断書等は、平成29年度内に作成されたものを提出してください。

昨年に引き続き交付申請を予定する園児についても、平成29年度に発行された診断書等を提出してください。

（上記（1）①の手帳等についても、平成29年5月1日時点に承認期間内であることを確認してください。）

### (3) 診断書等の記載内容

**障がい種別の判断については、基準表（別紙2）により厳格に行ってください。**

なお、記載内容が次のような場合は、添付書類としては認められません。（追加の診断書等の提出があれば認める場合もあります。）

- ① 病名等の記載がない、または記載内容から病名等が判断できないもの
- ② 完治している、または継続的な加療や経過観察を必要とすることが類推できないもの（例：他児と同様に扱ってください。日常生活に配慮を必要としない。運動制限を必要としない。など）
- ③ 氏名、診断年月日等が、副申書等と内容的に同一でない点があるもの（当該園児であることを確定できないため。）  
（具体例）・「平成〇年〇月〇日 急性××があったことを証明する。」：その後の経過・加療の必要性が不明。  
・「病名 転倒しやすい。」：病名等として、判断できません。明確な病名等が記載されているものであること。

## 2 保護者への説明及び同意について

### (1) 個人情報の取り扱い説明

本件調査のほとんどは個人情報であり、「個人情報保護法」及び「大阪府個人情報保護条例」により、府はもとより、各園においても、この情報の適正な取扱いの確保に努めなければなりません。また、同条例により、本人もしくはその法定代理人は、大阪府に対して自己に関する個人情報の開示請求をすることができます。

**個人情報の取り扱いについては、慎重を期するとともに、当該園児の保護者には、下記の2点について十分な説明をお願いいたします。**

- ① **大阪府における私立幼稚園・認定こども園の特別支援教育に係る補助金助成制度の趣旨**  
大阪府内の私立幼稚園・認定こども園の特別支援教育の充実、在園する障がいのある幼児の教育条件の向上を図るため、教育上特別な配慮をしている私立幼稚園に対して補助金を助成するものです。保護者に対して直接給付される補助金ではありません。
- ② **診断書等を求める目的、取り扱い**  
大阪府が、補助対象となるかどうかを判断する際の資料として使用します。したがって、提出先は大阪府です。提出された診断書等は、大阪府においては本補助の判定資料として利用するものであり、他の目的で使用することは一切ありません。

### (2) 配慮の説明

**年間を通じた個別の教育支援計画及び継続した配慮の内容（担当教員、取組内容、取組頻度等）について、保護者への説明をお願いいたします。**

### (3) 保護者同意

**併せて、下記の3点について必ず同意を得てください。**

- ① 補助金の趣旨内容の説明を受け、理解したこと
- ② 当該園児を対象として補助金申請を前提とした調査票提出を行うこと
- ③ 調査票の添付資料として診断書等を府に提出すること

**なお、提出期限までに、保護者同意書の提出をお願いいたします。**